第19

1　公示番号　定第１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	１月１日から12月31日まで

（2）　漁場の位置　男鹿市船川港台島地先

（3）　漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　基点定第２号（男鹿市船川港台島字浜平船揚場上の標識。をいう。以下同じ。）から補助点第２号（男鹿市船川港椿漁港西防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として329度19分58秒964メートルの点

イ　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として298度20分58秒1,401メートルの点

ウ　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として316度35分32秒2,196メートルの点

エ　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として339度47分49秒1,929メートルの点

3　地元地区　男鹿市船川港

4　制限又は条件

（1）　沖手網を使用してはならない。

（2）　さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

（3）　はたはたを11月１日から翌年１月15日までの期間は採捕してはならない。

5　存続期間　平成31年１月１日から平成35年12月31日まで

6　申請期間　平成30年９月28日から同年11月22日まで

7　免許予定日　平成31年１月１日

第20

1　公示番号　定第２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	１月１日から12月31日まで

（2）　漁場の位置　男鹿市船川港台島地先

（3）　漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として339度47分49秒1,929メートルの点

イ　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として316度35分32秒2,196メートルの点

ウ　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として323度23分48秒2,896メートルの点

エ　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として341度24分48秒2,668メートルの点

３　地元地区　男鹿市船川港
４　制限又は条件
（１）　沖手網を使用してはならない。
（２）　さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
（３）　はたはたを11月１日から翌年１月15日までの期間は採捕してはならない。
５　存続期間　平成31年１月１日から平成35年12月31日まで
６　申請期間　平成30年９月28日から同年11月22日まで
７　免許予定日　平成31年１月１日

第21
１　公示番号　定第３号
２　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いか、たら定置漁業	11月16日から翌年４月14日まで

（２）　漁場の位置　男鹿市船川港台島地先
（３）　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として313度19分53秒1,974メートルの点
イ　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として299度58分08秒2,216メートルの点
ウ　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として308度18分02秒2,639メートルの点
エ　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として319度52分37秒2,476メートルの点
３　地元地区　男鹿市船川港
４　制限又は条件
（１）　沖手網を使用してはならない。
（２）　さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
（３）　はたはたを11月16日から翌年１月15日までの期間は採捕してはならない。
５　存続期間　平成31年１月１日から平成35年12月31日まで
６　申請期間　平成30年９月28日から同年11月22日まで
７　免許予定日　平成31年１月１日

第22
１　公示番号　定第４号
２　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いか、たら定置漁業	11月16日から翌年４月14日まで

（２）　漁場の位置　男鹿市船川港台島地先
（３）　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として319度52分37秒2,476メートルの点
イ　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として308度18分02秒2,639メートルの点
ウ　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として312度32分54秒3,087メートルの点
エ　基点定第２号から補助点第２号を見通した線を基準として323度23分31秒2,888メートルの点
３　地元地区　男鹿市船川港
４　制限又は条件
（１）　沖手網を使用してはならない。
（２）　さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
（３）　はたはたを11月16日から翌年１月15日までの期間は採捕してはならない。
５　存続期間　平成31年１月１日から平成35年12月31日まで
６　申請期間　平成30年９月28日から同年11月22日まで
７　免許予定日　平成31年１月１日

第23
１　公示番号　定第５号
２　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	１月１日から12月31日まで

（２）　漁場の位置　男鹿市戸賀加茂青砂地先

（３）　漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　基点定第４号（男鹿市戸賀加茂青砂字鴨加茂漁港第２防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。）から補助点第４号（男鹿市戸賀加茂青砂字鴨加茂漁港第１防波堤堤幹部上の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として262度17分57秒645メートルの点

イ　基点定第４号から補助点第４号を見通した線を基準として253度56分21秒839メートルの点

ウ　基点定第４号から補助点第４号を見通した線を基準として269度18分23秒1,121メートルの点

エ　基点定第４号から補助点第４号を見通した線を基準として282度53分48秒948メートルの点

３　地元地区　男鹿市戸賀

４　制限又は条件

（１）　沖手網を使用してはならない。

（２）　さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

（３）　はたはたを11月１日から翌年１月15日までの期間は採捕してはならない。

５　存続期間　平成31年１月１日から平成35年12月31日まで

６　申請期間　平成30年９月28日から同年11月22日まで

７　免許予定日　平成31年１月１日

第24

１　公示番号　定第６号

２　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	１月１日から12月31日まで

（２）　漁場の位置　男鹿市戸賀加茂青砂地先

（３）　漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　基点定第５号（男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識をいう。以下同じ。）から補助点第５号（男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として166度48分45秒262メートルの点

イ　基点定第５号から補助点第５号を見通した線を基準として108度26分06秒178メートルの点

ウ　基点定第５号から補助点第５号を見通した線を基準として117度20分27秒775メートルの点

エ　基点定第５号から補助点第５号を見通した線を基準として152度07分33秒841メートルの点

３　地元地区　男鹿市戸賀

４　制限又は条件

（１）　沖手網を使用してはならない。

（２）　さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

（３）　はたはたを11月１日から翌年１月15日までの期間は採捕してはならない。

５　存続期間　平成31年１月１日から平成35年12月31日まで

６　申請期間　平成30年９月28日から同年11月22日まで

７　免許予定日　平成31年１月１日

第25

１　公示番号　定第７号

２　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	１月１日から12月31日まで

（２）　漁場の位置　男鹿市戸賀加茂青砂地先

（３）　漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　基点定第５号から補助点第５号を見通した線を基準として186度41分01秒1,288メートルの点

イ　基点定第５号から補助点第５号を見通した線を基準として181度37分11秒1,089メートルの点
ウ　基点定第５号から補助点第５号を見通した線を基準として160度32分07秒1,327メートルの点
エ　基点定第５号から補助点第５号を見通した線を基準として172度52分57秒1,645メートルの点
3　地元地区　男鹿市戸賀
4　制限又は条件
（1）　沖手網を使用してはならない。
（2）　さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
（3）　はたはたを11月１日から翌年１月15日までの期間は採捕してはならない。
5　存続期間　平成31年１月１日から平成35年12月31日まで
6　申請期間　平成30年９月28日から同年11月22日まで
7　免許予定日　平成31年１月１日

第26
1　公示番号　定第８号
2　免許の内容たるべき事項
（1）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	１月１日から12月31日まで

（2）　漁場の位置　男鹿市北浦入道崎地先
（3）　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア　基点定第８号（男鹿市北浦入道崎字下中野の標識をいう。以下同じ。）から補助点第８号（男鹿市北浦入道崎字下中野四等三角点上の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として299度21分31秒434メートルの点
イ　基点定第８号から補助点第８号を見通した線を基準として251度37分35秒451メートルの点
ウ　基点定第８号から補助点第８号を見通した線を基準として260度04分32秒902メートルの点
エ　基点定第８号から補助点第８号を見通した線を基準として296度12分40秒904メートルの点
3　地元地区　男鹿市北浦
4　制限又は条件
（1）　沖手網を使用してはならない。
（2）　さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
（3）　はたはたを11月１日から翌年１月15日までの期間は採捕してはならない。
5　存続期間　平成31年１月１日から平成35年12月31日まで
6　申請期間　平成30年９月28日から同年11月22日まで
7　免許予定日　平成31年１月１日

第27
1　公示番号　定第９号
2　免許の内容たるべき事項
（1）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	１月１日から12月31日まで

（2）　漁場の位置　男鹿市北浦入道崎地先
（3）　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア　基点定第８号から補助点第８号を見通した線を基準として296度12分40秒904メートルの点
イ　基点定第８号から補助点第８号を見通した線を基準として260度04分32秒902メートルの点
ウ　基点定第８号から補助点第８号を見通した線を基準として262度13分51秒1,352メートルの点
エ　基点定第８号から補助点第８号を見通した線を基準として296度09分27秒1,354メートルの点
3　地元地区　男鹿市北浦
4　制限又は条件
（1）　沖手網を使用してはならない。
（2）　さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
（3）　はたはたを11月１日から翌年１月15日までの期間は採捕してはならない。
5　存続期間　平成31年１月１日から平成35年12月31日まで

6　申請期間　平成30年９月28日から同年11月22日まで
7　免許予定日　平成31年１月１日
第28
1　公示番号　定第10号
2　免許の内容たるべき事項
（1）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
定置漁業	さけ定置漁業	９月20日から12月31日まで

（2）　漁場の位置　男鹿市北浦入道崎地先
（3）　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア　基点定第９号（男鹿市北浦入道崎字昆布浦の標識をいう。以下同じ。）から補助点第９号（男鹿市北浦入道崎字昆布浦石碑前の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として138度18分59秒1,009メートルの点
イ　基点定第９号から補助点第９号を見通した線を基準として126度13分43秒832メートルの点
ウ　基点定第９号から補助点第９号を見通した線を基準として104度40分54秒1,498メートルの点
エ　基点定第９号から補助点第９号を見通した線を基準として120度07分17秒1,676メートルの点
3　地元地区　男鹿市北浦
4　制限又は条件
（1）　沖手網を使用してはならない。
（2）　さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
（3）　はたはたを11月１日から12月31日までの期間は採捕してはならない。
5　存続期間　平成31年１月１日から平成35年12月31日まで
6　申請期間　平成30年９月28日から同年11月22日まで
7　免許予定日　平成31年１月１日
第29
1　公示番号　定第11号
2　免許の内容たるべき事項
（1）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	１月１日から12月31日まで

（2）　漁場の位置　男鹿市北浦入道崎地先
（3）　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア　基点定第９号から補助点第９号を見通した線を基準として111度07分10秒1,984メートルの点
イ　基点定第９号から補助点第９号を見通した線を基準として98度37分13秒1,893メートルの点
ウ　基点定第９号から補助点第９号を見通した線を基準として94度03分19秒2,605メートルの点
エ　基点定第９号から補助点第９号を見通した線を基準として105度57分13秒2,834メートルの点
3　地元地区　男鹿市北浦
4　制限又は条件
（1）　沖手網を使用してはならない。
（2）　さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
（3）　はたはたを11月１日から翌年１月15日までの期間は採捕してはならない。
5　存続期間　平成31年１月１日から平成35年12月31日まで
6　申請期間　平成30年９月28日から同年11月22日まで
7　免許予定日　平成31年１月１日
第30
1　公示番号　定第12号
2　免許の内容たるべき事項
（1）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	１月１日から12月31日まで

（2）　漁場の位置　男鹿市北浦北浦地先

（３） 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　基点定第10号（男鹿市北浦北浦字北浦北浦漁港第７防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。）から補助点第10号（男鹿市北浦北浦字栄町北浦漁港第１防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として220度01分10秒3,356メートルの点

イ　基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として208度20分11秒3,535メートルの点

ウ　基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として213度13分19秒4,317メートルの点

エ　基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として224度00分05秒4,189メートルの点

３　地元地区　男鹿市北浦

４　制限又は条件

（１） 沖手網を使用してはならない。

（２） さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

（３） はたはたを11月１日から翌年１月15日までの期間は採捕してはならない。

５　存続期間　平成31年１月１日から平成35年12月31日まで

６　申請期間　平成30年９月28日から同年11月22日まで

７　免許予定日　平成31年１月１日

第31

１　公示番号　定第13号

２　免許の内容たるべき事項

（１） 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	１月１日から12月31日まで

（２） 漁場の位置　男鹿市北浦北浦地先

（３） 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として224度00分05秒4,189メートルの点

イ　基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として213度13分19秒4,317メートルの点

ウ　基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として216度55分01秒5,233メートルの点

エ　基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として226度42分08秒5,127メートルの点

３　地元地区　男鹿市北浦

４　制限又は条件

（１） 沖手網を使用してはならない。

（２） さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

（３） はたはたを11月１日から翌年１月15日までの期間は採捕してはならない。

５　存続期間　平成31年１月１日から平成35年12月31日まで

６　申請期間　平成30年９月28日から同年11月22日まで

７　免許予定日　平成31年１月１日

第32

１　公示番号　定第14号

２　免許の内容たるべき事項

（１） 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	１月１日から12月31日まで

（２） 漁場の位置　男鹿市五里合中石地先

（３） 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　基点定第11号（男鹿市五里合中石字北浜野護岸上の標識をいう。以下同じ。）から補助点第11号（鹿市五里合神谷字長者森五里合漁港第３防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として96度02分16秒4,038メートルの点

イ　基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として88度56分41秒3,970メートルの点

ウ　基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として88度28分31秒4,469メートルの点

エ　基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として94度47分58秒4,529メートルの点

３　地元地区　男鹿市五里合

４　制限又は条件
（１）　沖手網を使用してはならない。
（２）　さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
（３）　はたはたを11月１日から翌年１月15日までの期間は採捕してはならない。
５　存続期間　平成31年１月１日から平成35年12月31日まで
６　申請期間　平成30年９月28日から同年11月22日まで
７　免許予定日　平成31年１月１日